

標準様式第1号(第7条関係)

一般財団法人足立区観光交流協会 姉妹都市ベルモント市・足立区民交流体験ツアー実施に関する事業者選定方式による参加募集に関する公表

次のとおり参加申込書を募集します。

平成30年2月16日

一般財団法人足立区観光交流協会会長 石川 義夫

1 業務概要

- (1) 業務名 「2018年姉妹都市ベルモント市・足立区民交流体験ツアー」に関する  
旅行業務委託
- (2) 業務内容 国際航空線の指定した便及び宿泊ホテルの確保、各種渡航手続き、区役所と成田  
空港間の往復バスの手配、ツアー募集チラシ及び参加者配布用の旅のしおり作成、  
現地での記念写真の撮影・現像、行程表に基づくツアーの企画・運営
- (3) 履行期限 契約締結日から平成30年8月1日(水)まで

2 限度価格等

- (1) 限度価格 4,500,000円(税込み)  
燃油サーチャージ料は除く  
参加者負担分の旅行代金を含む
- (2) 最低制限価格の設置の有無及び有の場合の最低制限価格 なし

3 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 参加申込書の提出者に要求される資格要件

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区長または会長に対し、区または協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

その他業務を行うにあたって必要な資格等

提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 事業者を選定するための評価基準

実施要綱別表に基づき作成した事業者を選定するための評価基準表

	評価項目	評価の視点	評価配分	指 標
1	業務遂行力	業務執行体制は妥当か	15%	会社概要、保有する技術職員の状況
2	業務遂行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	20%	旅行業務に関する同種・類似業務の実績
3	添乗員	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか/通訳業務にも精通しているか	20%	添乗員に関する同種・類似業務の実績
4	地域精通度	業務対象エリアの特殊情報に熟知しているか	10%	近隣エリアにおける過去の業務実績
5	危機管理対策	参加者の安全な旅行を確保するための体制が整っているか	20%	現地の支店・営業店または危機管理のできる業務提携旅行会社の有無
6	コスト	コストは妥当か	15%	見積価格書

4 手続き等

(1) 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 一般財団法人足立区観光交流協会  
電話 03-3880-5853 (直通) 担当 観光デザイン課 照屋

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成30年2月16日(金)から平成30年2月23日(金)まで  
交付場所 4(1)に同じ。  
交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成30年3月1日(木)午後5時まで  
提出場所 4(1)に同じ。  
提出方法 持参すること。

5 選考会の実施

選考会日時:平成30年3月13日(火)午前10時~  
実施場所:リサイクルセンターあだち再生館2階多目的会議室(足立区中央本町2-9-1)

以上